

# マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

## ●行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

## ●国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

## ●公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

マイナンバーを記載した申告書等を提出する際に、本人確認（番号確認及び身元確認）を行う必要があります。



### 個人番号の確認



### 個人番号カード

通知  
カード

or

住民票  
(番号付き)

等

### 身元(実在)の確認



運転  
免許証

or

パス  
ポート

等

1人に1つ。  
マイナンバー



※ 上記が困難な場合は、資格確  
認書、年金手帳等のうち1つの書

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない  
ことが明らかと個人番号利用事務実  
施者が認めるときは、身元(実存)確  
認書類は要しない

個人の方が、申告書等を提出する場合には、県税事務所で本人確認を行うため、個人番号カード等の本人確認書類を提示していただく必要があります(郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。)。

**代理人によりマイナンバーを記載した申告書等を提出する際に、本人確認（代理権の確認、代理人の身元確認及び本人の番号確認）を行う必要があります。**

代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
<b>【法定代理人】</b> 戸籍謄本等の資格を証明する書類	<b>【代理人が個人の場合】</b>  ＜原則＞ 代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券等	<b>【原則】</b>  ○ 本人の個人番号カード又はその写し ○ 本人の通知カード又はその写し ○ 個人番号が記載された、本人の住民票の写し・住民票記載事項証明書等
<b>【任意代理人】</b> 委任状	<b>＜上記が困難な場合＞</b> 資格確認書、年金手帳等のうち2つ以上の書類の提示	
<b>【上記が困難な場合】</b> 本人の個人番号カード、運転免許証、旅券等	<b>【代理人が法人の場合】</b> 法人の登記事項証明書(6か月以内に発行されたもの)等及び窓口に来られた方の社員証	

個人の方の代理人が、申告書等を提出する場合には、県税事務所で本人確認を行うため、上記書類を提示していただく必要があります。

なお、代理人が税理士又は税理士法人の場合は、税理士名簿で確認をさせていただきます。

詳しくは、以下の県税事務所又は大分県税務課までお問い合わせください。

	郵便番号	所在地	電話番号
別府県税事務所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5771
大分県税事務所佐伯納税事務所	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-3021
大分県税事務所豊後大野納税事務所	879-7131	豊後大野市三重町市場1123	0974-22-7501
日田県税事務所	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	871-0024	中津市中央町1-5-16	0979-22-2920
大分県税務課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2382